

第 号
年 月 日

群馬県教育委員会教育長 あて

(法第106条第3項により譲与を受けた者の場合)
市町村教育委員会教育長
(法第106条第1項及び第107条第1項により譲与を受けた者の場合)
発見者又は発見地所有者

出土品の処分について

下記の出土品について処分しましたので、群馬県出土品取扱い要綱第7条(第5項・第6項)の規定により、報告します。

記

1 処分に係る出土品

- (1) 出土遺跡名
- (2) 出土遺跡所在地
- (3) 発掘調査報告書名、発行者、刊行年月日
- (4) 文化財認定通知年月日、文書番号
- (5) 譲与通知年月日、文書番号
- (6) 譲与を受けた出土品の品名と数量

2 処分を行った内容

- (1) 品名の種別と数量
- (2) 年月日
- (3) 場所
- (4) 方法
- (5) その他参考となるべき事項

*添付書類

- ①出土品譲与通知書写
- ②処分場所の地図(案内図、公図、地形図各1部)
- ③処分状況の写真
- ④処分に係る経過記録等写

(担当 係)
電話